

## 第2号様式

(表)

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所地域保健課	番号 2
	許認可等の内容	病院等の開設許可	
	根拠法令及び条項	医療法第7条第1項	
審査基準	関係条項	医療法施行規則第1条の14、第2条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の非営利性の確認と名称について（平成10年10月9日付総第28号指第63号）</li> <li>・医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日付総第5号指第9号）</li> </ul> <p>第一 開設許可の審査に当たっての確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関の開設者に関する確認事項</li> <li>2 非営利性に関する確認事項</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院が使用許可前に構造設備を変更する場合等の手続きについて（平成10年11月27日付指第70号の2）</li> </ul>	
	参考事項	「病院・医院のための医療法Q&A」厚生省健康政策局総務課編集（中央法規）	
設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 9日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）	